

徳島県告示第三百六十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 株式会社マルハ物産

住 所 板野郡松茂町住吉字住吉開拓四―三

代表者 代表取締役 林賀代子

2 工場又は事業場

名 称 株式会社マルハ物産

所在地 板野郡松茂町住吉字住吉開拓四―三

3 特定施設の種類

変更なし

4 変更の概要

排水水の汚染状態の値及び量

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和五年八月一日から

令和五年八月二十二日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び松茂町産業環境課